

第 28 回佐賀県小児保健大会プログラム抄録

日 時 : 2026 年 10 月 3 日(土) 13 時 55 分 - 16 時 50 分

場 所 : 佐賀大学医学部臨床大講堂

テーマ : 「切れ目のない子育て支援・家族支援」

基調講演 (14:00 - 14:45)

座長 : 松尾 宗明 社会医療法人祐愛会 高島病院 / 松尾小児神経発達研究所

産後ケア事業への期待と課題 -小児科診療所を母体とした産後ケア施設の実践から-

あきやま子どもクリニック 院長 秋山 千枝子

シンポジウム : 切れ目のない子育て支援・家族支援 (14:45 - 16:45)

(各発表 15 分、質疑応答 5 分、総合討論 20 分)

座長 : 高柳 俊光 独立行政法人 国立病院機構 佐賀病院 小児科

鈴木智恵子 佐賀大学医学部看護学科生涯発達看護学講座小児看護学領域

1. 佐賀県における産後ケア事業の現状と今後の課題

佐賀県男女参画・こども局 こども家庭課 保健師 杉原 萌

2. 佐賀市でのつなぐ事業・産後ケア事業について

佐賀市こども未来部 こども健康課 こども保健係 橋本小百合

3. 小児科医からみた子育て支援について

独立行政法人 国立病院機構 佐賀病院 小児科 高柳 俊光

4. 周産期からの切れ目ない子育て支援における課題

～児童相談所から見た市町における支援と要保護児童対策地域協議会の現状～

佐賀県中央児童相談所 所長 坂本 健

5. 学齢期の家族支援

佐賀県教育委員会事務局 学校教育課スクールソーシャルワーカー 金子 千春

総合討論

建物配置図



● バス停

● タクシー乗り場

○ 駐車料事前精算機

お車でお越しの方へ

駐車料金は、100 円でご利用いただけます。

《 基調講演 》

産後ケア事業への期待と課題

—小児科診療所を母体とした産後ケア施設の実践から—

あきやま子どもクリニック 院長 秋山 千枝子

産後ケア事業は、母親の身体的回復と心理的安定を支援し、安心して育児ができる環境を整えることを目的として全国で整備が進められている。しかし、受入施設や人材の不足、自治体との連携方法など、運営上の課題も少なくない。

当法人では東京都三鷹市の委託を受け、2018年にデイサービス型、2020年に宿泊型の産後ケア施設を開設した。小児科診療所を母体とする特徴を生かし、産後の母親の支援のみならず、乳児の健康管理や育児支援を含めた包括的な支援を行っている。

利用者の相談内容をバイオサイコソーシャル（身体・心理・社会）の視点で分析すると、身体面では疲労、腱鞘炎、授乳や母乳に関する悩み、心理面では育児不安や抑うつ傾向、社会面では家族からの支援不足や孤立感など、多様な課題が認められた。また、行政との情報共有事例の分析では、母親のメンタルヘルスや育児支援体制に関する課題が多く、産後ケア施設が行政、精神科、小児科、訪問看護等をつなぐハブとして機能していた。

近年、こども家庭センターの設置や伴走型相談支援の推進により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築が求められている。産後ケア施設は、母子に寄り添いながら地域資源へ確実につなぐ役割を担うことができる。本講演では、小児科診療所を母体とした産後ケア施設の実践を紹介し、今後の産後ケア事業のあり方と課題について考察する。

《 シンポジウム：切れ目のない子育て支援・家族支援 》

佐賀県における産後ケア事業の現状と今後の課題

佐賀県男女参画・こども局 こども家庭課 保健師 杉原 萌

産後ケア事業は、市町村が実施主体となり、出産後 1 年以内の母子に心身のケアや育児のサポート等を行い、母親の身体的回復及び心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力の向上を図り、母子とその家族が安心して子育てができるよう支援する重要な事業である。

一方で、サービス提供体制や利用環境には地域差があり、利用者の居住地によって利用しやすさに差が生じている。そこで本発表では、佐賀県における産後ケア事業の現状と広域支援の取組を報告し、今後の課題について検討する。

佐賀県内では、これまでも全ての市町で産後ケア事業が行われていたが、実施主体である市町での産婦人科医療機関の有無や助産師確保等の状況により、事業内容には差が生じていた。

佐賀県では、県全体で産後ケアサービスの利用環境を充実させるため、市町及び産科医療機関との広域調整を進めてきた。その結果、令和 8 年 4 月 1 日から、県内 17 市町と産婦人科医療機関 9 か所による集合契約を開始し、独自に契約を行う 3 市を含めて、県内全 20 市町において宿泊型、日中通所型の産後ケアの利用環境が整った。また、市町担当者会議を開催し、サービスの充実に向け、市町間で事業内容の情報共有や課題整理を行っている。

集合契約の開始により、里帰り出産や居住地を越えた利用への対応が進み、契約事務の効率化やサービス提供体制の均てん化に寄与している。一方で、県内には産婦人科医療機関がない自治体もあり、地域によってはサービスへのアクセスに課題がある。

また、利用ニーズの増加に対応するためには、さらなる産婦人科医療機関の事業への参画に加え、助産所等の受入体制の拡充に向けた検討も必要である。

今後は、利用者の利便性と安全性を確保しながら、医療資源の少ない地域での受け皿の確保や関係機関との連携強化が必要である。集合契約開始初年度となる令和 8 年度の実績や関係者の意見を分析し、課題を整理した上で、居住地にかかわらず必要な産後ケアを安心して受けられる体制整備につなげていきたい。

佐賀市でのつなぐ事業・産後ケア事業について

佐賀市こども未来部 こども健康課 こども保健係 橋本 小百合

佐賀市「つなぐ」事業は、平成29年度に、産婦(2週間)健康診査と同時に開始し、今年で10年目を迎える。当該事業は、妊娠届出時の面談において、精神疾患等の既往歴がある妊婦、家庭・養育環境が気になる妊婦、面談時に気になる様子がある妊婦等の、「要支援妊婦」の情報を、今後妊婦健康診査を受診する産科医療機関と情報共有することにより、産前からの妊婦の細やかな支援を行うものである。また、産後はその情報を、地域のかかりつけ小児科医に「つなぐ」ことで、今後の子育て期においても困難を抱えやすい家庭への細やかな支援を行うものであり、産後うつや乳幼児への虐待予防等を目的としている。

佐賀市では令和7年4月に母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」を設置した。同年、産後ケア事業を大きく拡充し、これまで、ショートステイ(宿泊型)をEPDS 高値や支援者不足等子育てに困難を抱える家庭の方に対して実施していたが、産後ケアの種類として新たにデイサービス(通所型)とアウトリーチ(訪問型)を追加し、対象者も「利用を希望する母子」として幅広い家庭が利用できるユニバーサルなサービスに転換した。また、その後も育児の大変さが続くことを考慮し、対象となる期間を出産後3か月未満から出産後1歳未満まで延ばし産後ケアの利用者が大きく増加した。

つなぐ事業の10年と大きく拡充した産後ケア事業の1年を振り返り、今後、「こども家庭センター」として妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援をさらに充実していくための体制と支援について検討したい。

小児科医からみた子育て支援について

独立行政法人 国立病院機構 佐賀病院 小児科 高柳 俊光

育児困難は予見できる場合と予見できない場合がある。前者は大多数がいわゆる社会的ハイリスク妊娠に該当し、出産前からの行政・医療・福祉の切れ目ない支援が望ましい。一方、後者は主に出産後の予期せぬ身体（精神）的ストレスや脆弱な育児環境に起因し、産後ケアを含めたサポート体制も注目されている。一般的に母親が子育てに不安や心配事を抱える時期は生後2週間から1ヶ月がピークと言われているが、小児科医が出産後の親子と初めて遭遇するのは乳児健診やワクチンの初回接種時であり、最も不安が大きい時期に育児不安に寄り添える機会は限られている。今後は「子育てを応援する」小児科医として、出産前の両親学級や2週間・1ヶ月健診に積極的に関わるしくみを考える時期なのかもしれない。

周産期からの切れ目ない子育て支援における課題

～児童相談所から見た市町における支援と要保護児童対策地域協議会の現状～

佐賀県中央児童相談所 所長 坂本 健

周産期からの子育て支援は、児童虐待の発生予防において極めて重要である。妊娠期から、予期しない妊娠、妊婦健診未受診、精神的不調、DV、経済的困難、家族や地域からの孤立等のリスクを把握し、出産後の養育支援へつなげていくことが求められる。一方、児童相談所の立場から見ると、支援の切れ目は家庭側の事情だけでなく、支援機関側の連携や実践のばらつきによっても生じる。特に市町におけるこども家庭相談への対応力、アセスメント、要保護児童対策地域協議会の進化管理、児童相談所との連携には差があり、早期支援が十分に機能しない場合や、児童相談所への相談・送致の判断が遅れる場合がある。

また、在宅支援における「見守り」は、誰が、何を、どの頻度で確認し、どのような変化があれば対応を強化するのかが明確でなければ、実質的な放置に近づく危険がある。要保護児童対策地域協議会は、単なる情報共有の場ではなく、主担当機関、役割分担、支援内容、悪化時の対応、再評価時期を具体化する場でなければならない。

こども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉の一体的支援が期待されている今こそ、市町と児童相談所が平時から顔の見える関係を築き、予防的支援と専門的介入を連続させる必要がある。さらに、周産期から乳幼児期に親子と接点を持つ医療機関には、早期発見と支援への接続という重要な役割がある。虐待かどうかを単独で判断しきることよりも、「気になる」段階で市町や児童相談所と共有し、親子を孤立させない支援につなげることが重要である。

学齡期の家族支援

佐賀県教育委員会事務局 学校教育課 スクールソーシャルワーカー 金子 千春

日頃よりスクールソーシャルワーカーの活動にご理解いただき感謝申し上げます。
スクールソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有しており、チーム学校の一員として学校を基盤にソーシャルワークを展開しています。不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働き掛け、および自治体への体制整備への働き掛けに従事しております。

スクールソーシャルワーカーが行う家族支援は、子どもや家族への相談援助等に加え、家庭の孤立を防ぎ学校・地域・福祉をつなぐ「環境への働きかけ」を行います。支援者間をつなぐ役割はもちろん、進級や進学の前・後・家族環境の変化などで生じる支援の切れ目をつなぐ役割も担っております。スクールソーシャルワーカーが行う「つなぐ支援」について、事例や課題をご紹介します。

主 催

佐賀県小児保健協会

共 催

日本小児科学会佐賀地方会

佐賀県小児科医会

後 援

佐賀県、佐賀市、佐賀県教育委員会

佐賀県医師会、佐賀県看護協会、佐賀県歯科医師会、

佐賀県栄養士会、佐賀県薬剤師会、佐賀県保育会

一般社団法人佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会

公益社団法人 日本小児保健協会

参加者

小児保健に関係する人達(胎児期から思春期まで)

佐賀県小児保健協会

会 長 松尾 宗明

〒849-8501 佐賀県佐賀市鍋島 5-1-1

佐賀大学医学部小児科内

TEL 0952-34-2314 FAX 0952-34-2064